

事業名	【11】学校図書館支援センター推進事業	
主管課及び関係課(課長名)	(主管課) 初等中等教育局児童生徒課(課長: 坪田 眞明)	
施策目標及び達成目標	施策目標 2 - 1 確かな学力の育成 達成目標 2 - 1 - 6 児童生徒の主体的な学習活動や豊かな感性などが育まれるよう学校図書館の機能の充実・強化を図る。	
事業の概要	本事業は、指定する地域において、学校図書館の様々な取組を支援する学校図書館支援センターを教育センター等に置き、当該センターに配置される学校図書館支援スタッフが、学校図書館間の連携や各学校図書館の運営、地域開放に向けた支援を行うほか、指定地域内の各学校に配置される協力員が、支援スタッフとの連携・協力にあたることを通じて、学校図書館の読書センターとしての機能と学習情報センターとしての機能の充実・強化が図られるよう、学校図書館支援センターの在り方について調査研究を行うものである。	
予算額及び事業開始年度	平成18年度概算要求額: 197百万円 事業開始年度: 平成18年度	
事業開始時において得ようとした効果	〔拡充事業の場合のみ記入〕	
得られた効果	〔拡充事業の場合のみ記入〕	
得ようとする効果及び上位目標との関係	<b>【得ようとする効果】</b> 事業を実施する指定地域において、学校図書館間の連携や各学校図書館の運営、地域開放に向けた支援等を行う学校図書館支援スタッフを学校図書館支援センターに配置するほか、指定地域内の各学校に、支援スタッフと連携・協力の下諸事務にあたる協力員を配置することによって、学校図書館の機能の充実・強化を図る。 また、最終的には、指定地域において得られた調査研究の成果を全国的に普及・定着させることを目指す。 <b>【上位基本目標・達成目標との関係】</b> 本事業の効果を上げることにより、学校図書館の読書センターとしての機能と学習情報センターとしての機能の充実・強化が図られることとなり、ひいては児童生徒の主体的な学習活動や豊かな感性等の育成が図られる。	達成年度
		平成21年度
必要性	司書教諭(平成15年度以降12学級以上の学校に必置)については、学校図書館を活用した教育活動や読書活動の中心的な役割を担うことが求められているが、実際には、司書教諭は図書を選定・収集・装備や装丁の修理などに追われ、学校図書館の活用に十分な時間がかけられないといった状況にある。 こうした状況の中、平成14年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定され、子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備が求められているほか、中央教育審議会でも学校図書館の重要性にかんがみ、その機能の充実・強化を図るべきとの指摘がなされているところである。また本年7月29日には文字・活字文化振興法が成立し、学校図書館の人的・物的環境の整備が求められているところであり、とりわけ学校図書館間の連携や地域開放に向けた取組の推進が求められているところである。	
効率性	<b>【事業に投入されるインプット(資源量)】</b> 本事業の予算規模は197百万円であり、36の指定地域において調査研究を実施する。  <b>【事業から得られるアウトプット(活動量)】</b> 36の指定地域において、学校図書館間の連携や各学校図書館の運営、地域開放に向けた支援を行う学校図書館支援スタッフを学校図書館支援センターに配置すること等を通じて、学校図書館の機能の充実・強化が図られるよう、学校図書館支援センターの在り方について調査研究を行うとともに、当該調査研究の成果を全国に普及することによ	

		り、学校図書館支援センターを活用して学校図書館の機能の充実・強化を図る取組の定着が全国的に図られる。
	想定できる代替手段との比較考量	学校図書館の様々な取組を支援する学校図書館支援センターに、学校図書館間の連携や各学校図書館の運営、地域開放に向けた支援を行う学校図書館支援スタッフを配置すること等によって、学校図書館の機能の充実・強化を図るといった取組は全国的にも例が無く、国が率先して先進的な取組に係る調査研究を行う必要がある。
有効性	指標・参考指標	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の成果を参考にして学校図書館支援センターの機能について検討を行う教育委員会数</li> </ul> <p>【参考指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共図書館との連携を実施している学校の割合</li> <li>・学校図書館の地域開放を行った学校の割合</li> </ul>
	効果の把握の仕方	各都道府県教育委員会を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を活用する。
	得ようとする効果の達成見込み及びその判断根拠	本事業は、学校図書館支援センターへの学校図書館支援スタッフの配置等を通じ、学校図書館の機能の充実・強化を図ることを目的に行われる、学校図書館支援センターの在り方についての調査研究であるが、こうした取組は全国的にも例が無く、国が率先して先進的な取組に係る調査研究を行い、全国に普及・定着させることが効果的・効率的であり、こうした調査研究を通じて、各学校における学校図書館の機能の充実・強化が図られるものと判断。
	公平性、優先性	[政策の特性に応じて、必要により評価]
	評価に用いたデータ・情報・外部評価等	
	備考	

# 学校図書館支援センター推進事業

## 現状

### 学校図書館の機能

読書センター機能(児童生徒の豊かな心の育成)  
学習情報センター機能(児童生徒の自発的、主体的な学習活動の支援)  
学校教育の中核的な役割を担う。

### 司書教諭の役割

児童生徒の教育的見地から、学校図書館を活用した教育活動や読書活動の中心的な役割を担う。

⇒ But 司書教諭は、図書の選定・収集などに追われ、十分な役割を果たせないといった状況にある。



## 背景

### 子ども読書活動の推進

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成14年8月閣議決定)の策定等

### 文字・活字文化振興法

司書教諭の人的体制の整備、学校図書館の図書資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等(第8条2項)

### 中央教育審議会の指摘

学校図書館は、子どもたちの主体的な学習を支えるために欠くことのできないものであり、その充実を図る必要がある。

学校図書館の機能強化を図ることが急務

## 学校図書館支援センターの在り方について調査研究を実施

指定地域内(市町村レベル)の教育センター等に「学校図書館支援センター」を置く。



「学校図書館支援スタッフ」(支援センターの中核的な役割を担う人材として配置)による学校図書館支援  
学校図書館間の連携に向けた支援、  
各学校の学校図書館の運営に対する支援、  
学校図書館の地域開放の支援、  
図書の選定・収集、資料の組織化 等の支援



指定を受けた地域の各学校に協力員を配置し、「学校図書館支援スタッフ」との連携・協力の下、学校図書館の機能の強化・充実を図る。

